

業 務 委 託 契 約 書 （案）

- 1 業 務 名 令和7年度「イノベーション・ハブ・ひろしまC a m p s」イノベーション
創出促進プログラム企画実施業務
- 2 履 行 場 所 広島県内
- 3 履 行 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 4 委託料上限額 _____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)
- 5 契約保証金 _____
- 6 特 約 事 項
 - (1) 別紙「業務委託契約約款」第3条に基づく業務工程表の作成及び提出は免除する。
 - (2) 発注者は、別紙「業務委託契約約款」第30条第2項に定める検査を合格とするときは、併せて委託料の額を確定し、受注者に通知するものとする。
 - (3) (2)の委託料の確定額は、業務の実施に要した経費の額と、上記4に定める委託料限度額のいずれか低い額とする。
 - (4) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料を、上記4の委託料限度額の範囲内で概算払することができる。
 - (5) 受注者は、(4)の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
 - (6) 受注者は、(4)の規定により概算払を受けたときは、(2)の通知に基づき委託料概算払精算書を発注者に提出する。
 - (7) 受注者は、委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により清算する。
 - (8) (7)に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納した日までの期間に応じ、返還金額につき別紙「業務委託契約約款」第46条第2項に掲げる率の割合で計算した金額を利息として支払うものとする。
 - (9) 受注者は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合において、既に委託料の支払を受けているときは、発注者の定める返還期限までに、発注者が当該解除に係る部分に相当する委託料として定める額を返納するとともに、支払を受けた日から返納した日までの期間に応じ、返還金額につき別紙「業務委託契約約款」第46条第2項に掲げる率の割合で計算した金額を利息として支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

発注者 住所 広島県広島市中区基町10番52号
広島県
氏名 代表者 広島県知事 湯崎英彦

受注者 住所

氏名